

## 豚熱感染確認区域におけるジビエ利用再開に係る検討会設置要領

### 第1 趣旨

- (1) 令和4年3月に岩国市において、野生イノシシの豚熱感染が確認され、現在、県東部から中部に拡大している。
- (2) ジビエ利用に伴う豚熱ウイルスの拡散防止等のため、家畜防疫及び食品衛生の観点から、野生イノシシ陽性確認地点から半径10km 圏内の区域(以下「感染確認区域」という。)で捕獲された野生イノシシの肉の利用については、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲の強化について」(令和4年3月30日付け3農振第2910号農村振興局長通知)において、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡(以下「市場流通等」という。)を行わないよう国から要請を受けているところ。
- (3) 国の策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従い処理された野生イノシシの肉は、市場流通等が可能とされているが、感染確認区域の設定直後や陽性が高率な場合は利用を避けることとされており、現在、県では市場流通等の自粛を要請している。
- (4) 今後、県内における豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用再開に向けた条件整備等の検討に資するため、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用再開に係る検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

### 第2 検討事項

- (1) ジビエ利用再開を可能とする陽性率等判断基準について
- (2) ジビエ利用再開地域のブロック分け等について
- (3) サーベイランスの実施方法等について
- (4) その他

### 第3 検討会の体制

- (1) 検討会の委員は、動物衛生、野生動物、狩猟・有害捕獲に関する有識者とする。
- (2) 必要に応じ、その他の有識者の参加を求めることができる。
- (3) オブザーバーとして、畜産振興課、生活衛生課、自然保護課に参加を求める。

### 第4 検討会の運営

- (1) 検討会の事務局は、農林水産政策課において行う。
- (2) 議事の運営は、事務局が行う。
- (3) 本検討会は公開とする。